

厚生年金保険高齢任意加入被保険者(船員以外)資格取得申出／申請書

【手続概要】

(申出書の場合)

この届出は、厚生年金保険の適用事業所で働く70歳以上の被保険者が、老齢年金の受給資格を満たすために、厚生年金保険に任意で加入するときに、被保険者本人が行うものです。

保険料は全額本人が負担し、納付義務者も被保険者本人ですが、保険料を負担することについて事業主の同意が得られた場合、保険料負担は事業主と被保険者本人の折半となり、納付義務者は事業主となります。

(申請書の場合)

この届出は、厚生年金保険の適用事業所以外の事業所で働く70歳以上の従業員が、老齢年金の受給資格を満たすために、厚生年金保険に任意で加入するときに、従業員本人が行うもの(※)です。

※厚生年金保険の被保険者となることについて、事業主の同意を得ていること及び、厚生年金保険の加入について、厚生労働大臣が認可することが加入の要件となります。

保険料は被保険者本人と事業主で折半となり、納付義務者は事業主となります。

【添付書類】

<個人番号(マイナンバー)により申出又は申請する場合>

本人が窓口でこの書類を提出する場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)を提示してください。お持ちでない場合は、以下の①及び②を提示してください※¹。

①マイナンバーが確認できる書類:個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)

②身元(実存)確認書類:運転免許証、パスポート、在留カードなど※²。

※¹ 郵送でこの書類を提出する場合は、マイナンバーカード裏表両面又は①及び②のコピーを添付してください。

※² 上記以外の②身元(実存)確認書類については、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

<基礎年金番号により申出又は申請する場合>

①基礎年金番号通知書または年金手帳

②生年月日に関する市区町村長の証明書又は戸籍謄本

以下は、上記いずれの場合であっても併せて添付してください。

- ①履歴書(職歴を記入した書類)
- ②過去に共済組合に加入していたことがある人は、共済組合の加入期間確認通知書
- ③合算対象期間※がある人は、当該期間を確認できる書類(戸籍謄本と配偶者の基礎年金番号通知書等)
- ④報酬月額を確認できる書類(賃金台帳等)

※老齢基礎年金等の受給資格要件を判定する場合に、受給資格期間には算入するが、年金額には反映されない期間。

主な合算対象期間(20歳以上60歳未満の期間に限る)は以下のものがあります。

①昭和61年4月1日以降の期間

- ・日本人であって海外に居住していた期間のうち国民年金に任意加入しなかった期間
- ・平成3年3月までの学生(夜間制、通信制を除き、国民年金施行規則に規定された各種学校を含む)であって国民年金に任意加入しなかった期間
- ・国民年金に任意加入したが保険料が未納となっている期間

②昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間

- ・厚生年金保険、船員保険及び共済組合の加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間
- ・日本人であって海外に居住していた期間

【留意事項】

届出後、認可日を資格取得年月日とします。

老齢年金の受給資格を満たしたため、高齢任意加入被保険者の資格を喪失したときは、速やかに年金の請求手続きを行ってください(管轄の年金事務所へお問い合わせください)。

【提出先】

事業所の所在地を管轄する年金事務所

【提出方法】

電子申請、郵送、窓口持参